

教育

教育委員会委員長に新任



しらい まさたか

白井 応隆氏 (50 歳)
対雁在住

10月1日に開催された当別町教育員会定例会において当別町教育委員会委員長に白井^{しらいまさたか}応隆氏が新たに選任されました。

養成講座

子育て・障がい・高齢者 サポート養成講座

各養成講座の受講者を募集しています。

▼内容

パーソナルアシスタント養成講座

(身の回りのお手伝いをします)

ファミリー・サポート・システム養成講座

(子育てをサポートします)

▼日程・場所

11月7日(水)①・8日(木)①・

15日(木)②・16日(金)②・

20日(火)①・22日(木)①・

27日(火)①・28日(水)③

①白樺コミュニティーセンター

②西当別コミュニティーセンター

③ゆとろ

▼時間 10時～12時

※ただし、7日(水)は9時～12時、

28日(水)は9時30分～12時

30分となります。

▼受講料 無料

▼問合せ 地域福祉ターミナル

(☎ 25 - 5137)

表彰

該当すると思われる方は連絡を 教育功績表彰・青少年善行表彰

町教委では、教育功績表彰(芸術文化功績賞・スポーツ功績賞)及び青少年善行表彰の対象者を調査しています。対象と思われる方はご連絡ください。

授与式は平成25年2月下旬を予定しています。

▼選考基準

教育功績表彰

①国内コンクール(全国大会)等出場、または全道コンクール(全道大会)等入賞の個人または団体。ただし、国・北海道またはこれに準じる団体の主催・共催に限る。

②10年以上にわたり芸術文化・スポーツ活動の発展に尽力し、これらの活動水準の向上に貢献された個人または団体。

青少年善行表彰

他の模範となる善行を行った児童生徒または児童生徒による団体。

▼対象者

選考基準に該当する町民、または活動拠点が町内にある個人または団体。

▼出場・入賞の期間

平成24年1月～12月

▼推薦期限 12月14日(金)

▼問合せ

町教委管理課総務係

(☎ 23 - 2689/FAX 23 - 3114/
E-mail:kyokan1@town.tobetsu.hokkaido.jp)



福祉

実施します 高齢者世帯等への除雪サービス

除雪が困難な高齢者世帯等に対し、除雪サービスを行います。

▼対象

①65歳以上のひとり暮らし世帯

②夫婦のいずれかが65歳以上の世帯

③重度(1・2級)身体障がい等のある方

※①～③のいずれかに該当する町内在住の町民税所得割非課税世帯

▼除雪内容

玄関先から公道までの生活路(1m幅)の除雪。

▼期間 12月～3月

▼料金 一冬7,000円

(生活保護世帯は3,000円)

▼問合せ・申込先

福祉課介護サービス係

(ゆとろ内・☎ 23 - 3029)

税務

事務担当者は必ず出席を 年末調整説明会

札幌北税務署では、年末調整手続きの説明会を開きます。

2人以上雇用している事業主、法人の青色申告者など、「源泉徴収事務」を取り扱う事業所などの担当者は必ず出席を願います。年末調整手続きを行うことで、ほとんどの給与所得者は、その年の所得税の納税が完了するとともに改めて確定申告を行う必要がなくなります。また、当日は源泉徴収票、法定調書等必要書類も配布します。

▼日時 11月21日(水)

13時30分～

▼場所 役場第二庁舎

▼問合せ 税務課税務係

(☎ 23 - 2332)

募 集

交通安全指導員を募集します

当別町から交通事故をなくしたいという熱意ある方を募集します。

▼**募集内容** 交通安全指導員（ボランティアとして男女問わず55歳以下の方）※制服は貸与します。

▼**定員** 1名

▼**主な仕事内容**

- ・登校時の児童の保護・誘導（街頭指導）
- ・春・夏・秋・冬の交通安全運動の街頭啓発
- ・各種交通安全教室での啓発活動
- ・地域の行事やイベント会場での交通整理など

▼**業務開始** 平成25年4月から

▼**申込方法** 履歴書を11月末までに提出ください。

▼**申込先**

当別町交通安全指導員会事務局
（役場内・☎/FAX23-2711）

強 化 週 間

女性の人権ホットライン

11月12日（月）から18日（日）までは、全国一斉「女性の人権ホットライン強化週間」です。

職場でのセクシャル・ハラスメント、夫やパートナーからの暴力など、女性の人権に関する悩みごとや心配ごとについて、法務局職員や人権擁護委員が相談時間を延長して対応し、解決に導きます。相談は無料。秘密は厳守されます。

▼**専用相談電話**

☎0570-070-810

▼**相談時間**

- ・11月12日（月）～16日（金）8時30分～19時
- ・11月17日（土）・18日（日）10時～17時

▼**問合せ**

札幌法務局人権擁護部第二課
（☎011-709-2311）

犯 罪

11月25日～12月1日は犯罪被害者週間です

犯罪被害者は、命を奪われる（家族を失う）、けがをする、物を盗まれるなどの生命、身体、財産上の直接的な被害だけではなく、被害後生じる様々な問題に苦しめられます。一人で悩まず、ご相談を。

▼**相談窓口**

- ・北海道警察本部相談センター
（#9110または☎011-241-9110）
- ・性犯罪被害110番
（☎0120-756-310、携帯電話からは☎011-242-0310）
- ・少年相談110番
（☎0120-677-110）
- ・暴力相談電話
（☎011-222-0200）
- ・札幌方面北警察署
（☎011-727-0110）

上 下 水 道

水道料金・下水道使用料納入通知書に記載されている「使用年月」をご確認ください

水道料金等を納入通知書でお支払の際には、必ず使用年月をご確認ください。

ご使用期間の欄に内訳が記載されていますので、二重にお支払いされないようご注意ください。

▼**納付場所**

- ・当別町役場
- ・北海道銀行
- ・北洋銀行
- ・札幌信用金庫
- ・JA北石狩
- ・道内のゆうちょ銀行の窓口
- ・全国の主なコンビニ

▼**問合せ**

上下水道課業務係
（☎22-2411）

- 平成24年9月分（1）・・・9月分の1ヵ月分
- 平成24年9月分（2）・・・8月分と9月分の2ヵ月分

The diagram shows two copies of a utility bill titled '水道料金・下水道使用料納入通知書'. A callout box labeled '使用年月' points to the '使用年月' field in the '水道料金' section of both bills, which is filled with '平成24年9月分(2)'. Another callout box labeled '使用期間内訳' points to the '使用期間' section of the bills, which contains a table with columns for '納入期間', '平成', '年', '月', '日'. The first bill shows '平成24年9月1日' and the second shows '平成24年8月1日'.

施設

「ゆとろ」高齢者福祉センター (入浴施設等)をご利用ください

高齢の方の心身の健康増進と生きがいづくりを進めるため、「ゆとろ」では入浴施設、研修室などを開放しています。

▼対象者 60歳以上の町民

▼利用できる日時

・入浴施設

月・金曜日、12時～17時

・カラオケ利用

月・水・金曜日、12時～17時

・研修室(囲碁・将棋)、談話ホール

月～金曜日、8時45分～18時

※ゆとろ休館日(祝祭日・年末年始)は利用できません。

※入浴施設、カラオケについては、月・金曜日が祝祭日の場合は、それぞれ翌火・前木曜日に利用できます。※上記にかかわらず「敬老の日」は、入浴施設、カラオケ、研修室などが利用できます。

▼利用料 ・入浴施設 200円

・カラオケ、研修室 無料

▼その他 ゴミの持ち帰りにご協力願います。

▼問合せ 福祉課福祉係

(ゆとろ内・☎23-3019)

町政功労者逝去

●宮永美代子さん(幸町)

平成24年10月21日逝去(86歳)

平成8年町政功労者賞受賞

●経歴 人権擁護委員として28年、当別町営住宅入居者選考委員会委員として24年、当別町民生委員推せん会委員として20年、当別町社会教育委員として4年等、各分野において長きに亘り町政発展のために寄与されました。

ご冥福をお祈りいたします。

納税

困ったときの納税Q&A

Q 納税したのに督促状が届きましたが、なぜでしょう？

A 誤って別の期別(納期限)の納付書で納めていませんか？期別を誤るとその期の分に対して督促状が発送されます。納税の際には、納付書に記載されている期別と納期限を確認してください。

▼問合せ 納税課納税係

(☎23-2341)

町税に関する夜間納税相談

夜間でなければ町税の納付や相談をすることができない方のために、夜間納税相談窓口を開設しています。

■今月の夜間納税相談窓口

11月8日(木)・22日(木)
(19時30分まで)

▼問合せ 納税課納税係

(☎23-2341)

上下水道

口座振替をご利用ください

水道料金・下水道使用料のお支払いには、便利な口座振替をおすすめします。

ご希望の金融機関や郵便局で簡単な手続きをすれば、前もって口座に入金しておくだけで毎月26日(休日は翌営業日)に自動的に支払われます。ご希望の方は、役場上下水道課までご連絡下さい。

▼取扱金融機関

北海道銀行、北洋銀行、札幌信用金庫、JA北石狩、ゆうちょ銀行

▼問合せ 上下水道課業務係

(☎22-2411)

最低賃金

北海道最低賃金は719円です

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む)に適用される北海道最低賃金(地域別)が次のとおり改定されました。

▼最低賃金 時間額 719円

▼効力発生日

平成24年10月18日

▼問合せ

厚生労働省北海道労働局労働基準監督署(☎011-709-2311 内線3564)

人権侵害

児童虐待は人権侵害

11月は虐待防止推進月間です

「児童虐待の防止等に関する法律」では、「何人も児童に対し、虐待をしてはならない(児童虐待の禁止)」と規定されており、児童虐待を受けていると思われる児童を発見した方は、町や児童相談所などの関係機関に通告することが義務づけられています。

通告者のプライバシーは法律で保護されています。また、児童相談所では、専門の職員が調査、指導を行い、必要な場合には子どもを児童相談所や施設などで緊急に保護する場合があります。

▼問合せ

・北海道中央児童相談所

(☎011-631-0301)

・児童相談所全国共通ダイヤル

(☎0570-064-000)

・町子育て推進課子育て支援係

(ゆとろ内・☎25-2658)